農政第 950 号 令和4年3月7日

公益社団法人埼玉県獣医師会 会長 髙橋 三男 様

埼玉県農林部長 強瀬 道男(公印省略)

埼玉県における まん延防止等重点措置等に基づく要請について(依頼)

本県農林行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に御協力いただきますとともに、 度重なる協力要請のお願いに対し、関係者の皆様への周知に迅速に御対応いただ き、重ねて御礼申し上げます。

さて、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長する旨の公示及び新型コロナウイルス 感染症対策の基本的対処方針の変更について決定しました。

このため、第79回埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議(令和4年3月4日開催)において、まん延防止等重点措置等の実施期間を延長することが決定されました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、引き続き関係者の皆様への周知をはじめ感染拡大防止対策に御協力くださるようお願い申し上げます。

記

〔前回からの変更点〕

〇実施期間の延長

令和4年3月21日(月)まで

その他の内容と詳細については、下記ホームページを御覧ください。

埼玉県HP【3月4日発表】

埼玉県における まん延防止等重点措置等に基づく要請

https://www.pref.saitama.lg.jp/notice/2022030401.html